

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	龜山市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則	教育総務室	1頁
	松阪市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則	教育総務室	1頁
告 示	三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示	小中学校教育室	1頁

規 則

龜山市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成十六年十一月二十九日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第十号

第一条 三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十二年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表（第二条関係）地域の欄中「鈴鹿郡」を削る。

第二条 三重県教育委員会事務局組織規則（昭和三十二年教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「員弁郡 三重郡 鈴鹿郡 四日市市」を「員弁郡 三重郡 四日市市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月十一日から施行する。

松阪市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成十六年十一月二十九日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第十一号

第一条 三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十二年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表（第一条関係）地域の欄中「飯南郡」を削る。

第二条 三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表三（第十一条関係）三重県立飯南高等学校の項、連携型中学校名の欄中「飯南町立飯南中学校」を「松阪市立飯南中学校」に、「飯高町立飯高西中学校」を「松阪市立飯高西中学校」に、「飯高町立飯高東中学校」を「松阪市立飯高東中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第24号

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示を次のように定めます。

平成16年11月29日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示

三重県教科用図書採択地区の設定について（昭和39年教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。
表中北勢第1地区の郡（構成町村）項中「桑名郡（多度町、長島町、木曾岬町）」を「桑名郡（木曾岬町）」に改める。

附 則

この告示は、平成16年12月6日から施行する。